

新武蔵野クリーンセンター（仮称）
生活環境影響調査計画書（案）

-10月28日版-

平成22年10月

武蔵野市

1

生活環境影響調査の目的

1 - 1 生活環境影響調査の目的

生活環境影響調査は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法という。）」において全ての廃棄物処理施設について実施が義務づけられているもので、その開発によって周辺環境にどのような影響が出るかを事前に調査 予測 評価し、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を考えるために行い、またその対策を行うことでどのように周辺環境への影響が軽減されるかを評価し、よりよい施設計画を作り上げるものである。

1 - 2 生活環境影響調査の手順

生活環境影響調査は、「調査」「予測」「評価」を行った上で、その結果に対して告示、縦覧及びパブリックコメントを実施する。

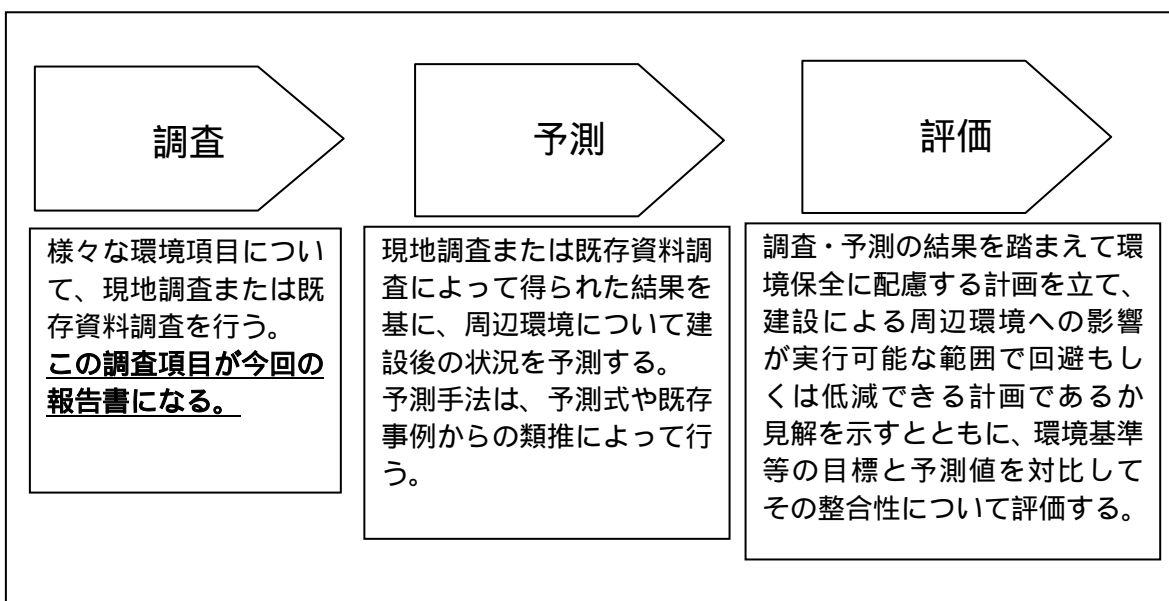
その後、専門家等の意見を踏まえ、施設計画に反映する。

1 - 3 生活環境影響調査の意義

東京都には「環境影響評価条例」という、環境影響評価（環境アセスメント）の実施を定めた条例があるが、新武蔵野クリーンセンター（仮称）の規模【120t/日】はその対象（200t/日以上）にならない。

そのため、「廃棄物処理法」で定められた生活環境影響調査における調査項目（焼却施設においては大気質、騒音、振動、悪臭、水質）を行うことが義務付けられているが、法令が整備されていなかった時代に厳しい環境影響評価を行った現武蔵野クリーンセンター建設の経緯を踏まえ、法令の範囲に留まらず、必要と考えられる項目について、調査・予測・評価を行うべきである。

【生活環境影響調査の流れ】



2

生活環境影響調査のスケジュール

2 - 1 生活環境影響調査のスケジュール

- 平成 22 年 委員会（協議会への報告を含む）によって、「調査」の内容、「予測」「評価」の方法決定。
- ～平成 23 年 3 月 生活環境影響調査書（調査計画書）の作成。
- 平成 23 年 4 月 「調査」を開始する。
- 平成 24 年 3 月 「調査」を終了する。
- 平成 24 年 4 月 「予測」「評価」の開始。
- 平成 24 年 6・7 月 結果の公開。告示・縦覧・パブリックコメント受付。
住民説明会の実施。
- 平成 24 年 6～9 月 要求水準書、モニタリング計画等へ反映。

【実施スケジュール】

	平成 22 年				平成 23 年												平成 24 年									
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
調査項目・調査方法等の検討																										
生活環境影響調査報告書（調査計画書）の作成																										
現地調査（春季）																										
現地調査（夏季）																										
現地調査（秋季）																										
現地調査（冬季）																										
現地調査（通年）																										
生活環境影響調査報告書の作成																										
報告書の公表																										
要求水準へ反映																										
モニタリング計画へ反映(周辺住民との調整)																										

3

施設概要 - 計画概要 (暫定)

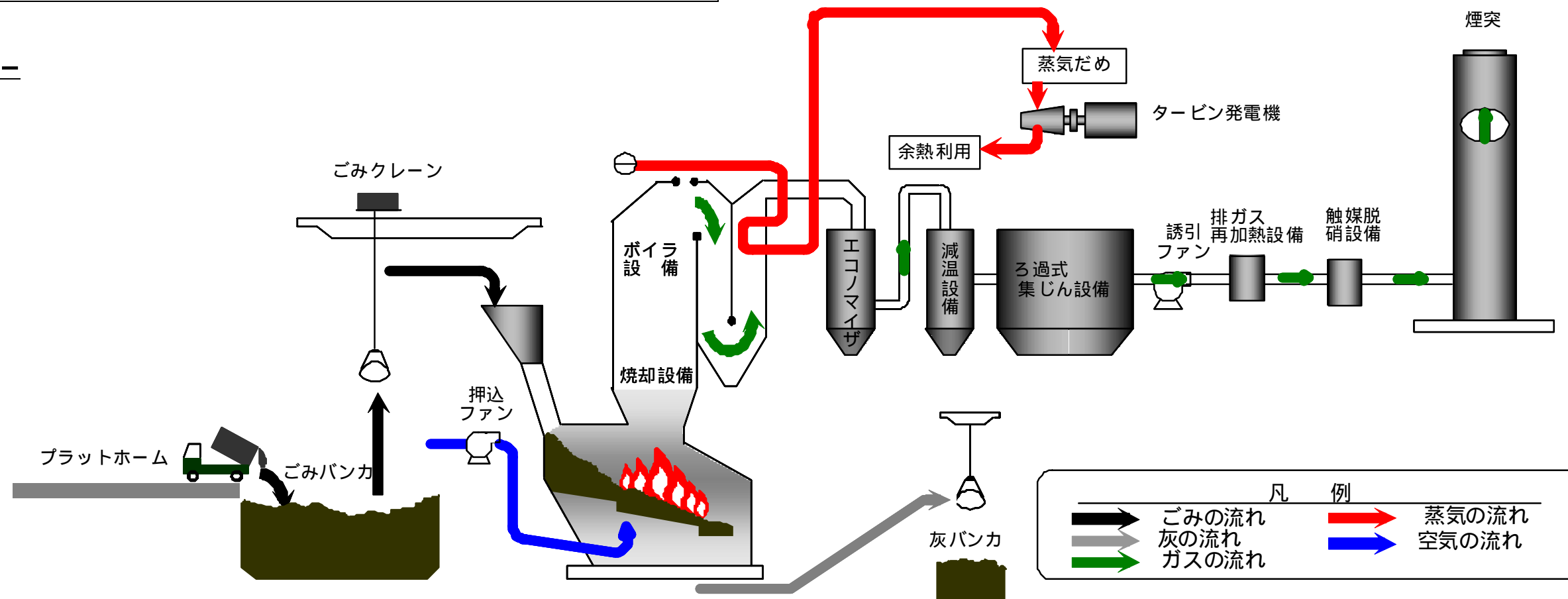
新武蔵野クリーンセンター(仮称) 計画概要

名称	新武蔵野クリーンセンター(仮称)
所在地	東京都武蔵野市緑町 3-1-5
処理能力	焼却施設 120t/日 粗大・不燃ごみ処理施設 10t/日
敷地面積	17,000 m ²
建築面積	約 5,000 m ²
煙突高さ	
排ガス処理装置	
発電能力	
稼働開始日	平成28年度～
ごみ貯留容量	6日分(720t・実質9日分)

自主規制値	ばいじん(浮遊粒子状物質)	0.01g/m ³ N以下
	いおう酸化物(SOx) 1	10ppm以下
	窒素酸化物(NOx) 2	50ppm以下
	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N以下
	塩化水素(HCl)	10ppm以下

- 1 硫黄酸化物の大部分(約99%)は二酸化硫黄であり、環境基準も二酸化硫黄であるため、生活環境影響調査では二酸化硫黄で予測・評価する。
- 2 窒素酸化物は一酸化窒素と二酸化窒素で大部分を占めるが、環境基準は二酸化窒素であるため、生活環境影響調査では二酸化窒素で予測・評価する。

処理フロー



4

調査・予測・評価の項目(案)(1)

4 - 1 調査・予測・評価の項目(案)の基本的考え方

1. 調査・予測・評価の項目の選定

- 調査・予測・評価の項目(案)(以下、「選定項目」という。)については、廃棄物処理法に基づき、実施しなくてはならない項目をピックアップする。
大気質(二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素、粉じん)
悪臭、騒音・振動
- 東京都環境影響評価条例に基づき実施された、ふじみ衛生組合や練馬清掃工場の事例を参考に、選定項目をピックアップする。
ただし、他手続きで実施する土壌汚染や、現時点で予測・評価することが困難な電波障害については、選定項目としていない。
地盤、水循環、日影、景観、廃棄物、温室効果ガス
- 新武蔵野クリーンセンターの周辺住民からの意見や立地環境に合わせて、追加すべき選定項目をピックアップする。
低周波音、地域社会、緑の量・質
- さらに、現況と施設供用後の状況を比較・評価するために、来年度及び施設供用後に現地調査を実施する。
大気質(その他有害物質)

2. 工事中と供用後の影響要因の整理

- 工事中の影響要因として、施設の建設等、建設機械の稼働、工事用車両の走行、の3つが想定される。
- 供用後の影響要因として、施設の存在、施設の稼働、ごみ収集車両等の走行、の3つが想定される。
- 1.での選定項目ごとに、今回の新武蔵野クリーンセンターによる影響要因を想定する。

廃棄物処理法においては、供用後についてのみが、予測・評価の対象となり、工事中の影響については対象外となっているが、周辺環境を考慮して工事中の予測・評価を実施する。

4

調査・予測・評価の項目(案)(2)

4 - 2 調査・予測・評価の項目(案)

選定項目等		現地調査のみ 実施する項目	調査・予測・評価項目(武蔵野方式)						備考(選定理由等)
			: 必須項目(廃棄物処理法で定められた選定項目) : 自主的な選定項目(東京都環境影響評価条例(ふじみ衛生組合/練馬清掃工場)(以下「都」という)で実施した項目) - : 都で実施したが今回見送る項目						
			工事中			供用後			
		施設の建設等	建設機械の稼働	工用車両の走行	施設が存在	施設の稼働	ごみ収集車両等の走行		
大気質	二酸化硫黄								
	浮遊粒子状物質							現刈-センターの稼働と工事とが重なった影響を見るため。	
	二酸化窒素							現刈-センターの稼働と工事とが重なった影響を見るため。	
	ダイオキシン類								
	塩化水素								
	粉じん							破碎処理施設を有するため。	
	その他有害物質							水銀については、予測評価までは行わず、現地調査を実施。 別途、以下の7物質の現地調査を実施し、現況と施設供用後の相違を見る。 水銀・ベンゼン・アセトン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン・トルエンの7物質	
悪臭									
騒音・振動								現刈-センターの稼働と工事とが重なった影響を見るため。	
低周波音								ファン、ポンプ、コンテナ等の設備からの低周波音の発生が予想されるため選定する。	
水質汚濁									
土壌汚染								着工までに土壌汚染対策法及び東京都環境確保条例の手続きにおいて調査を実施するため選定しない。	
地盤								現刈-センターと同様に、建物高さを低くするための地下掘削、重たいプラント機器設置による影響等を見るため。	
地形・地質									
水循環								地下掘削、地階の設置による影響を見るため。	
生物・生態系									
日影								現刈-センターと配置が変わることによる影響を見るため。	
電波障害								東京タワーから東京スカイツリーにテレビ電波の発信元が変わるが、現在、送信パワースタックが未定。そのため、条件が確定した段階で別途実施することとし選定しない。	
風環境									
景観								現刈-センターと配置が変わることによる影響を見るため。	
史跡・文化財									
自然との触れ合い活動の場									
廃棄物								工事中に建設廃棄物が発生することによる影響を見るため。供用後は飛灰や汚泥の発生量が異なることによる影響を見るため。	
温室効果ガス								地球温暖化対策としてCO ₂ 発生量を把握しておくため。	
地域社会								コミセン、市役所、体育館などを出入する歩行者・自転車が多いため、交通安全対策について検討するため。	
緑の量・質								樹木の量や配置等が変わることによる影響を見るため。	

現地調査地点・調査頻度・調査方法(案)(1)

5 - 1 現地調査の地点・調査頻度・調査方法(案)の基本的考え方

1. 現地調査の地点の設定

- 煙突からの排ガスによる影響が想定される大気質等の選定項目については、計画地及び通年で北風が多いことを勘案し、計画地より南側の公的な場所4地点で設定する。
公的な場所に設定する理由は、事後調査においても継続的に同じ場所を実施できるようにするため、民地のように売却される可能性のある場所は一般的には設定しないことによる。
敷地境界での規制がある項目については、計画地の四方で調査地点を設定する。
計画地内1箇所と小学校2箇所の計3箇所+一般局(関前局)
・・・排ガスによる影響把握
計画地境界の4辺
・・・敷地境界での影響把握
- 計画地内での地上気象、上層気象の把握のため、計画地内に1箇所を設定する。
1箇所に限定する理由は、関前局や東京管区気象台でも地上気象は測定しているため、これら地上気象のデータが代用可能なことによる(上層気象については、計画地内1箇所で実施することが一般的である。)
計画地内1箇所
- 沿道環境については、原則、中央通りの南北2地点及び計画地前通り1地点の計3地点を設定する。
新武蔵野クリーンセンターの関係車両が通行するルート上の3地点
- その他選定項目については、適宜、必要と考えられる調査地点で設定する。

2. 現地調査の頻度の設定

- 基本的には、年間を通した状況を予測・評価できる調査頻度とする。
- 選定項目によって調査頻度は異なるが、地上気象は1年間、大気は4季、その他は代表できる時期に1日測定することで設定する。

3. 現地調査の方法の設定

- 基本的には、法令・指針等において、公的に定められた調査方法とする。
大気質、地上気象・上層気象、悪臭、騒音・振動、低周波音
- 公的に定められた調査方法がない項目については、既存事例等を参考に、一般的に用いられている調査方法とする。
水循環(地下水位) 地域社会(交通安全)

5

現地調査地点・調査頻度・調査方法(案)(2)

5 - 2 現地調査の地点・頻度(案)

選定項目等		調査地点	調査頻度
大気質	一般環境 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・二酸化窒素 ・ダイオキシン類 ・塩化水素 ・その他有害物質 (水銀・ベンゼン・アセトン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロエタン・トルエン)	4 地点 3 地点(計画地内・2 小学校(または公園)) + 1 地点(関前局) 1 地点(関前局)では、 関前局で測定していない項目。	4 季 × 1 週間
	沿道環境 ・浮遊粒子状物質 ・二酸化窒素	4 地点(沿道)	4 季 × 1 週間
	発生源 1 ・水銀	1 地点(煙突)	1 回
	発生源 2 ・粉じん ・ベンゼン・アセトン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロエタン・トルエン	1 地点(換気口等)	1 回
地上気象	1 地点(計画地内)	通年	
上層気象	1 地点(計画地内)	夏季・冬季(7日間)	
悪 臭	一般環境 ・臭気指数(濃度)	4 地点(計画地境界4 辺)	夏季 1 回
	発生源 ・臭気指数(濃度)	1 地点(煙突)	夏季 1 回
騒音・振動	環境騒音・振動	4 地点 (計画地境界4 辺)	平日 1 日(24 時間) (オーバーホール時)
	道路交通騒音・振動・交通量	3 地点(沿道)	平日 1 日(24 時間)
低周波音	一般環境	4 地点 (計画地境界4 辺)	平日 1 日(24 時間) (オーバーホール時)
	発生源	適宜(設備等)	1 回
土壌汚染	-	-	-
水 循 環	地下水位	3 地点(計画地内) (2 地点はボリング地点)	通年
電波障害	-	-	-
地域社会	交通安全	4 ルート	1 回
緑の量・質	-	計画地内	1 回

5

現地調査地点・調査頻度・調査方法(案)(3)

5 - 3 現地調査の方法(案)

選定項目等		調査方法
大気質	一般環境 ・ 二酸化硫黄 ・ 浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について(昭和48年、環境庁告示第25号)」に定める方法
	・ 二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年、環境庁告示第38号)」に定める方法
	・ ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年、環境庁告示第68号)に定める方法
	・ 塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」(昭和62年、環境庁)に定める方法
	・ その他有害物質 (水銀・鉛・トルエン)	「有害大気汚染物質測定マニュアル」(平成22年改訂、環境省)に定める方法
	(ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロエタン・トルエン)	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法(平成9年、環境庁告示第4号)
	沿道環境 ・ 浮遊粒子状物質	と同様
	・ 二酸化窒素	と同様
	発生源1 ・ 水銀	と同様
	発生源2 ・ 粉じん	JIS Z 8814 に定めるロウポリウムエアサンプラを用いる方法
・ ベンゼン・鉛・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロエタン・トルエン	と同様	
地上気象	「地上気象観測指針」(平成14年、気象庁)に定める方法	
上層気象	「高層気象観測指針」(平成16年、気象庁)に定める方法	
悪臭	一般環境 ・ 臭気指数(濃度)	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年、環境庁告示第63号)に定める方法
	発生源 ・ 臭気指数(濃度)	
騒音・振動	環境騒音・振動	騒音:「騒音に係る環境基準について」(平成10年、環境庁告示第64号)に定める方法 振動:「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に定める方法
	道路交通騒音・振動	
	交通量	ハンドカウンタを用いて、車種別・方向別・時間別交通量を測定
低周波音	一般環境	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月、環境庁)に定める方法
	発生源	
土壌汚染	-	
水循環	地下水位	ボーリング孔を利用して観測井を設置し、自記水位計により地下水位を測定
電波障害	-	
地域社会	交通安全	ガードレール・マウントアップ等の歩車分離状況、信号機・横断歩道等の交通安全施設の設置状況を調査
緑の量・質	-	毎木調査により、樹種・樹高・胸高直径(生垣等の場合はその範囲)・枝張等を調査

現地調査地点・調査頻度・調査方法(案)(4)

5 - 3 現地調査の方法(案) - 調査風景 -



大気質



地上気象



上層気象



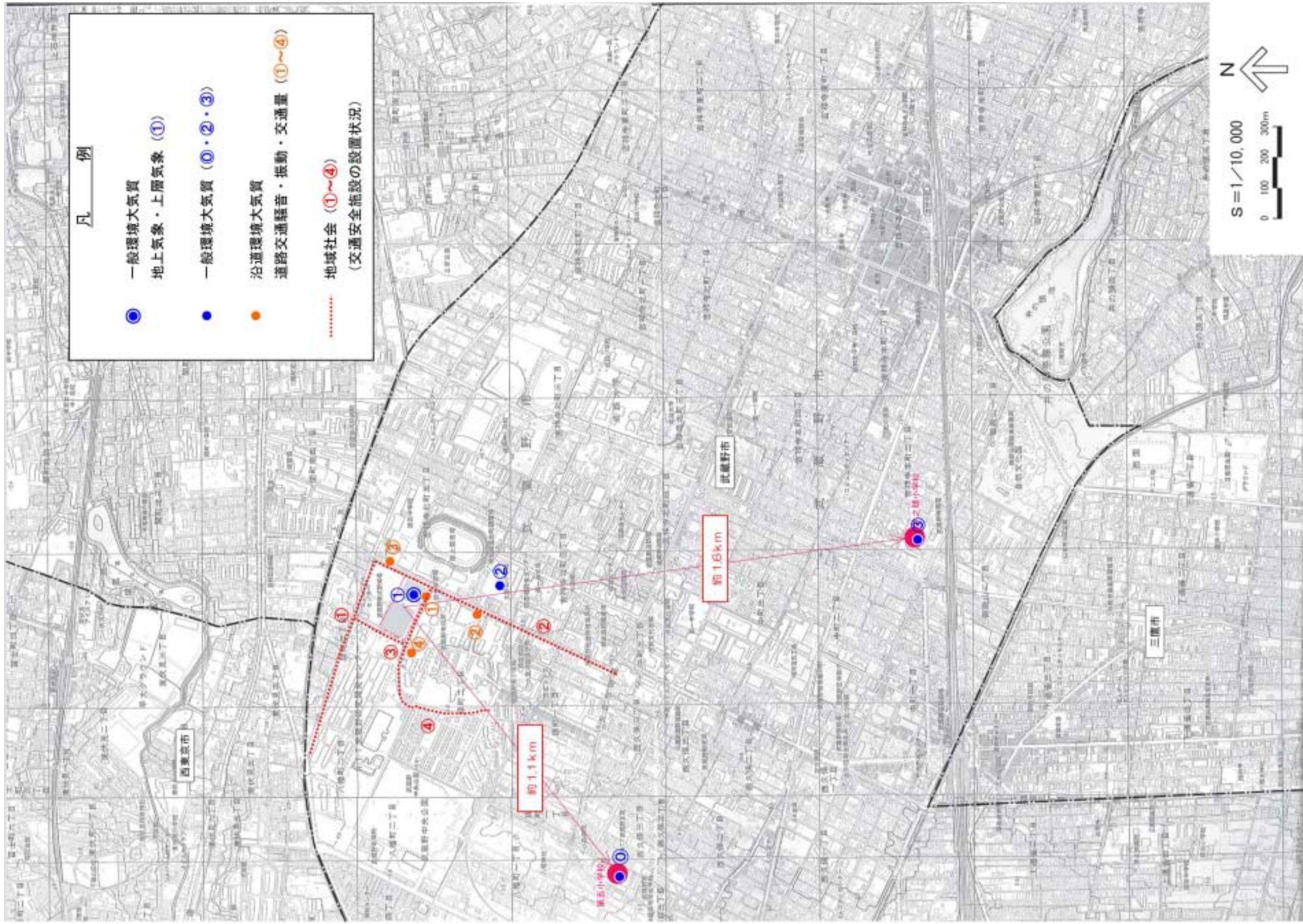
騒音・振動・低周波音



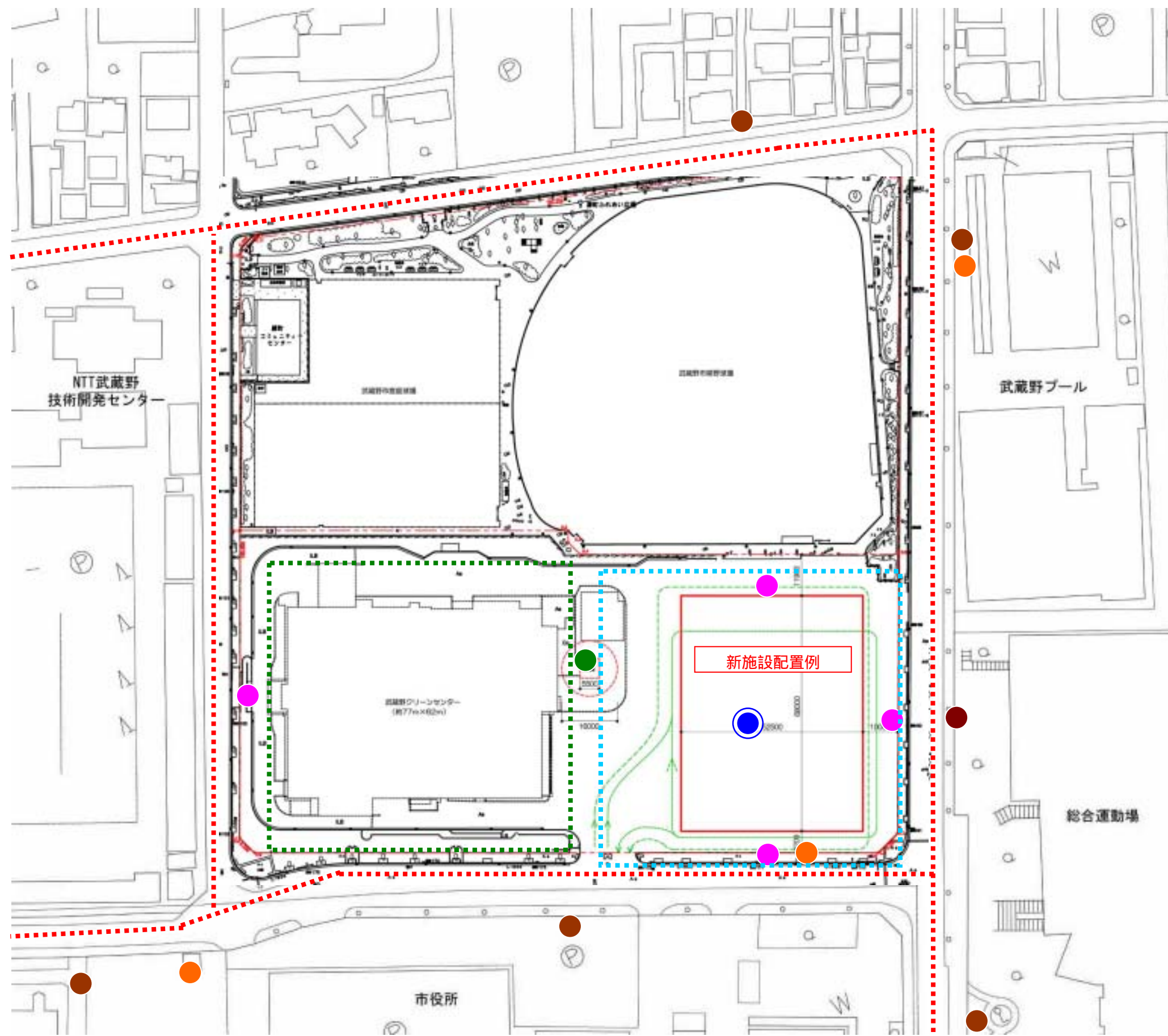
悪臭(臭気指数)



水循環(地下水位)



現地調査地点（案） - 広域 -



凡 例	
	一般環境大気質 地上気象・上層気象 ()
	沿道環境大気質 道路交通騒音・振動・交通量 ()
	悪臭 (臭気指数(濃度)) 環境騒音・振動・低周波音 (~)
	既存施設 発生源 (煙突: 1地点) - 水銀 - 臭気指数(濃度)
	既存施設 発生源 (換気口等) - 水銀・VOC・粉じん等 (換気口等: 1地点) - 低周波音 (設備等: 適宜)
	地下水位 (3地点)
	景観 (~)
	地域社会 (~) (交通安全施設の設置状況)

6

予測手法（案）（１）

6 - 1 予測手法（案）の基本考え方

1. 予測手法の設定の考え方

- 予測手法（案）については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（以下、「指針」という。）」及び東京都環境影響評価条例に基づく「東京都環境影響評価技術指針（以下、「技術指針」という。）」に則り設定する。
- 指針及び技術指針で幾つかの選択肢がある場合には、ふじみ衛生組合及び練馬清掃工場等の実例を参考に、予測方法を設定する。
- 東京都環境影響評価条例で定められていない地域社会や緑の量・質については、他自治体の環境影響評価条例に基づく技術指針または港区環境影響調査実施要綱等を参考に設定する。
- また、予測手法では、定量的に予測できるものと、定性的にしか予測できないものがある。

定量的に予測できるものは、予測式を使用して将来の影響の程度を把握するが、定性的にしか予測できない項目については、環境保全措置を想定することで影響の程度を軽減できることを示す。

2. 予測手法の具体例

- 大気質については、定量的に予測できる項目は窒素酸化物総量規制マニュアル等に基づく大気拡散式等を使用しながら、長期平均濃度（年平均値）や短期高濃度（１時間値）の予測を行う。
騒音・振動、低周波音についても、一般的な予測式等が指針や技術指針で定められていることから、定量的に把握することが可能である。
その他廃棄物や温室効果ガスについても、極力、定量的に予測する。
- 地盤、水循環、景観、地域社会等については、定量的に予測することが困難なため、分かりやすい図や環境保全措置による影響低減など、定性的な予測をする。

6

予測手法(案)(2)

6-2 予測手法(案)の概要

選定項目等		予測手法の概要					
		工事中			供用後		
		施設の建設等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在	施設の稼働	ごみ収集車両等の走行
大気質	二酸化硫黄					大気拡散式により、長期平均値(年平均値)及び短期濃度(1時間値)を予測。	工事中と同様。
	浮遊粒子状物質						
	二酸化窒素						
	ダイオキシン類						
	塩化水素						
	粉じん					粉じんの調査結果、環境保全措置を踏まえ、粉じんの飛散の程度を定性的に予測。	
悪臭						悪臭の調査結果、環境保全措置を踏まえ、悪臭の拡散の程度を定性的に予測。	
騒音・振動	騒音		伝搬理論計算式により、騒音レベル(L ₅)を予測。	日本音響学会式(ASJ RTN-Model 2008)により、等価騒音レベル(L _{Aeq})を予測。		工事中の建設機械の稼働と同様。	工事中の工事用車両の走行と同様。
	振動		伝搬理論計算式により、振動レベル(L ₁₀)を予測。	「道路環境影響評価の技術手法」の実用式により、振動レベル(L ₁₀)を予測。		工事中の建設機械の稼働と同様。	工事中の工事用車両の走行と同様。
低周波音						伝搬理論計算式により、低周波音圧レベルを予測。	
地盤		地盤の状況及び地下水の状況等の調査結果、工事計画を踏まえ、地盤に及ぼす影響を定性的に予測。				工事中と同様。	
水循環		地下水の状況等の調査結果、工事計画を踏まえ、水循環に及ぼす影響を定性的に予測。				工事中と同様。	
日影					冬至日の8~16時(真太陽時)の時刻別日影図及び等時間日影図を作成し予測。		
景観					フォトモンタージュの作成し予測。		
廃棄物		工事計画を基に廃棄物の種類、量等を予測。				事業計画を基に廃棄物の種類、量等を予測。	
温室効果ガス						事業計画を基に温室効果ガスの排出量を予測。	
地域社会				交通安全施設の設置状況の調査結果、工事計画を踏まえ、交通安全に対する支障の程度を予測。			交通安全施設の設置状況の調査結果、事業計画を踏まえ、交通安全に対する支障の程度を予測。
緑の量・質					事業計画を基に緑の量・質の変化の程度を予測。		

7

評価の指標及び主な環境保全措置（案）（1）

7 - 1 評価の指標及び主な環境保全措置（案）の基本的考え方

1. 評価の指標の設定

- 評価の指標は、環境基準及び規制基準が一般的である。
- 上記基準がない選定項目については、法令等の上位計画での目標や方針等を評価指標にする。
- 上位計画の目標や方針等でも判断できない選定項目については、直接的な影響が周囲に生じないかを評価指標にする。

2. 環境保全措置の設定

- 選定項目において予測・評価することで、評価指標を達成できない場合には、環境保全措置を講じ、計画を見直すことになる。
- ただし、評価指標を達成できる場合においても、周辺への影響が軽減されるように環境保全措置は行うものである。
- 環境保全措置は、建築計画や配置計画の見直しを伴うものから、低公害車両の導入、省エネ対応まで広範で、選定項目に合わせて、実現可能な範囲で種々の組合せを行うことになる。

環境基準【行政が様々な環境保全のための施策を行うときに目標とすべき基準】

<環境基本法>

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2項・3項略

4 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に係るもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

この環境基本法に基づいて現在、大気・水質・土壌・騒音の4分野について、環境基準の具体的な数値が定められています。

規制基準【公害等の発生源である工場等から排出される大気や水質などの排出濃度を規制するための基準】

規制基準は、環境基本法に基づいて定められた環境基準を目標に行政が行う個別の施策の中において、具体的に公害等の発生源を規制する基準です。規制基準の他、排出基準や排除基準等と呼称するものもあります。

環境基準と規制基準の関係

例えば、大気汚染物質の一つである二酸化硫黄（SO₂）を例にとってみます。環境基準としては、「1時間値の一日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」と、一般の大気中における濃度が定められています。行政はこれを目標に、当該物質の濃度が環境基準を満たすように、二酸化硫黄の発生を抑える施策を実施します。具体的には、規制基準として大気汚染防止法の中で硫酸化物（SO_x）の“排出基準”が定められており、ボイラーや焼却炉といった、当該汚染物質の発生源での濃度が規制されています。

7

評価の指標及び主な環境保全措置（案）（2）

7 - 2 評価の指標及び主な環境保全措置（案）の概要

選定項目等	評価の指標	主な環境保全措置						
		工事中			供用後			
		施設の建設等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在	施設の稼働	ごみ収集車両等の走行	
大気質	二酸化硫黄	【長期平均濃度】【短期高濃度】：環境基準						
	浮遊粒子状物質	【長期平均濃度】【短期高濃度】：環境基準		・排出ガス対策型の建設機械の採用 ・アイドリングストップ	・指定した走行ルート、規制速度の遵守 ・アイドリングストップ		・排ガス処理設備の設置、その適切な稼働による排ガス濃度自主規制値の遵守	・指定した走行ルート、規制速度の遵守 ・アイドリングストップ
	二酸化窒素	【長期平均濃度】：環境基準 【短期高濃度】：短期暴露指針値						
	ダイオキシン類	【長期平均濃度】【短期高濃度】：環境基準						
	塩化水素	【長期平均濃度】【短期高濃度】：目標環境濃度						
	粉じん	粉じんの飛散を極力抑制すること						・破碎機の屋内化等
悪臭	悪臭防止法及び環境確保条例に基づく臭気指数の規制基準						・プラットホーム、ごみピット等での悪臭防止対策の徹底	
騒音・振動	【建設機械の稼働】 環境確保条例に基づく指定建設作業の騒音・振動の勧告基準 【工事用車両の走行、ごみ収集車両等の走行】 騒音に係る環境基準 環境確保条例に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準 【施設の稼働】 環境確保条例に基づく工場・指定作業場に係る騒音・振動の規制基準		・低騒音型、低振動型の建設機械の採用 ・建設地周囲に鋼製仮囲いの設置	・指定した走行ルート、規制速度の遵守 ・アイドリングストップ		・設備機器の屋内設置、必要に応じた消音器の設置、防音設備の設置等 ・屋外（屋上等）に設置する機器の防音・防振	・指定した走行ルート、規制速度の遵守 ・アイドリングストップ	
低周波音	低周波音に関する指標値						（騒音と同様）	
地盤	地盤沈下又は地盤の変形等により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと	・土留壁等の設置 ・地下水位モニタリング ・地盤測量				・地下水位モニタリング ・雨水浸透の推進		
水循環	地下水等の状況に著しい影響を及ぼさないこと							
日影	東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例に基づく日影時間の基準					・高さのある炉室部、煙突等の適正配置		
景観	公共事業の景観づくり指針に定める建築物に係る景観づくり指針					・煙突、外壁の色彩等の周辺との調和 ・施設と敷地境界との間の後退距離の確保 ・オープンスペース等の緑化推進		
廃棄物	法令に基づく事業者の責務、上位計画の目標等	・建設廃棄物の発生抑制、再利用 ・建設発生土の有効利用					・発生した焼却灰、飛灰、汚泥等の有効利用	
温室効果ガス	法令に基づく事業者の責務、上位計画の目標等						・排熱利用等の推進 ・省エネ化等の推進	
地域社会	交通安全を確保すること			・指定した走行ルート、規制速度の遵守 ・通学時間帯の台数抑制 ・交通誘導員の配置			・指定した走行ルート、規制速度の遵守	
緑の量・質	東京における自然の保護と回復に関する条例及び武蔵野市緑化に係る指導要綱の緑化基準					・オープンスペース等の緑化推進		